

# 酒田市公園施設長寿命化計画書

平成28年3月

山形県 酒田市

## 1. 都市公園整備状況

(平成28年3月時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
142	1,763,045.08 m <sup>2</sup>	16.54 m <sup>2</sup>

※酒田市の人口は、住民基本台帳（平成28年2月）による106,565人

## 2. 計画期間

計画検討期間 [平成28年度～平成47年度(20箇年)]

計画策定期間 [平成28年度～平成37年度(10箇年)]

## 3. 計画対象公園

### ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
57	6	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	64

### ②選定理由

管理対象都市公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園」（公園または緑地）とし、そのうち、公園施設の老朽化が顕在している64公園を公園施設長寿命化計画の対象公園として選定する。

## 4. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
222	19	74	294	7	1	52

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
331	0	2	1002

### ②これまでの維持管理状況

計画対象となる都市公園の施設は、一部の運動施設を除き、建設部都市計画課により統括的に維持管理され、巡視・点検・修繕・補修・更新等の業務を所管している。

遊具については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する基準 JPFA-S:2008」に基づき、定期的な安全点検を専門業者に委託し、発見・報告された劣化・破損箇所等を所管課で可能な限り修繕している。また、危険性を伴う遊具については、使用禁止措置を講じるとともに、専門業者による補修・更新を行っている。

### ③選定理由

公園施設長寿命化計画の対象 64 公園は、昭和 40 年代から 50 年代に開設された公園が多く、開設後の経過年数 30 年以上 40 年未満の公園が 20 公園、40 年以上の公園が 19 公園あり、両者の割合は全体の 6 割を占め、各公園施設の老朽化が顕著な状況にある。

特に、遊戯施設については利用状況や構成部材により劣化・損傷の状況は大きく異なり、大規模な修繕や更新を必要とする施設も見られる。このため、幼児・学童の安全を優先的に確保するため、これまで財政的に可能な範囲でこれらの遊戯施設の修繕・更新を行

ってきたところであるが、設置施設数が多く十分に維持保全できていない状況にある。

また、本市では不特定多数の市民が利用する遊戯施設以外の公園施設についても、施設利用

の安全性及び利便性の確保を公園施設管理の優先事項とするため、劣化・損傷の著しい地表施

設や工作物を中心に長寿命化計画を策定するものとした。

計画の検討に際しては、飯森山公園や日和山公園のように、市を代表する公園については、市外からの来園者も多いことから、公園施設全般の維持管理水準を一定以上に確保することが強く求められていることに十分配慮する。また、少子高齢化の進展に伴い若齢層の減少が見られる地域の出現や公園利用形態の変化が見られることから、今後の公園施設の維持保全については、メリハリのあるストックマネジメントの導入が不可欠である。

そこで、今後は遊戯施設をはじめ老朽化し危険性が高くなりつつある公園灯などの管理施設や休養施設・便益施設など、施設の本来機能の維持が困難になっている工作物等の修繕・更新を優先的に進めるものとする。

そして、今回の調査結果を踏まえ、本市では不十分であった公園施設台帳の整備を進めるとともに、今後の公園施設の維持管理を計画的・継続的に実施していくために、公園施設長寿命化計画を平成 27 年度に策定するものとした。

#### 【長寿命化計画策定経過】

年次	内容
～平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>公園施設の日常的維持保全</li><li>遊具の安全点検の実施</li></ul>
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>公園施設の日常的維持保全</li><li>公園施設長寿命化計画対象 64 公園の予備調査、健全度調査を実施し、今後の維持管理及び長寿命化の方針を検討</li><li>今後の方針を踏まえ、年次別の事業計画を検討・立案</li><li>計画対象公園施設について公園施設長寿命化計画を策定（検討期間 20 箇年、計画期間 10 箇年）</li></ul>

酒田市公園施設長寿命化計画対象公園：

公園 通しNo.	公園名	公園 番号	公園 種別	公園所在地	公園面積_m2	開設年月日
001	飯森山公園	80	総合	酒田市飯森山二丁目13番外	178,005.00	昭和58年10月1日
002	日和山公園	1	近隣	酒田市南新町一丁目127、日吉町二丁目	39,000.00	昭和23年
003	九木原公園	57	近隣	酒田市宮野浦一丁目617-2	23,068.10	昭和52年4月1日
004	北部公園	58	近隣	酒田市東泉町二丁目8番地の1	20,000.83	昭和52年4月1日
005	亀ヶ崎公園	88	近隣	酒田市亀ヶ崎三丁目514	21,160.74	昭和62年3月31日
006	日の出公園	102	近隣	酒田市日の出町一丁目111番	20,510.18	平成3年9月1日
007	舞鶴公園	131	近隣	酒田市麓字緑沢33-1 他	19,618.25	昭和45年4月1日
008	港南公園	5	街区	酒田市若竹町一丁目5番地	3,316.58	昭和33年3月31日
009	住吉台公園	8	街区	酒田市住吉町3番	2,596.11	昭和40年4月1日
010	浜田南公園	9	街区	酒田市東栄町12番31	1,633.91	昭和40年4月1日
011	若浜北公園	10	街区	酒田市若浜町4番3	1,478.48	昭和41年4月1日
012	末広公園	15	街区	酒田市末広町98番1	1,323.44	昭和45年4月1日
013	大町公園	16	街区	酒田市東大町二丁目5番地19	2,810.41	昭和45年4月1日
014	大町北公園	19	街区	酒田市東大町一丁目15番	2,279.08	昭和48年3月30日
015	旭公園	25	街区	酒田市旭新町19番地の6	3,135.84	昭和48年3月30日
016	大町東公園	28	街区	酒田市東大町二丁目23番-1	1,308.00	昭和48年3月30日
017	中砂田公園	31	街区	酒田市駅東一丁目7番地の1	771.73	昭和48年3月30日
018	北水出公園	32	街区	酒田市浜田二丁目4番地の1	325.39	昭和48年3月30日
019	東両羽公園	35	街区	酒田市東両羽町2番	4,462.74	昭和49年3月31日
020	若宮町二丁目公園	38	街区	酒田市若宮町二丁目18番799号	4,600.10	昭和50年3月20日
021	東泉公園	39	街区	酒田市東泉町一丁目14番地の1	3,045.23	昭和50年3月20日
022	松陽公園	40	街区	酒田市光ヶ丘二丁目61番211	351.49	昭和50年3月20日
023	新橋南公園	42	街区	酒田市新橋四丁目10番1	3,997.06	昭和51年4月1日
024	北新橋公園	44	街区	酒田市北新橋一丁目112番	1,909.05	昭和51年4月1日
025	富士見町公園	46	街区	酒田市富士見町一丁目121番地	1,486.08	昭和51年4月1日
026	北千日町公園	48	街区	酒田市北千日町26番	1,214.08	昭和52年4月1日
027	亀ヶ崎七丁目公園	54	街区	酒田市亀ヶ崎七丁目8番	3,275.09	昭和52年4月1日
028	錦公園	55	街区	酒田市錦町一丁目110番	996.76	昭和52年4月1日
029	緑ヶ丘二丁目公園	60	街区	酒田市緑ヶ丘二丁目10番地の1	4,446.81	昭和54年3月31日
030	四ツ興野公園	63	街区	酒田市四ツ興野410番	1,575.34	昭和54年3月31日
031	光ヶ丘新生公園	64	街区	酒田市光ヶ丘五丁目7番485号	1,400.10	昭和54年3月31日
032	新井田公園	68	街区	酒田市新井田町9番地の1と8番地の1	2,400.98	昭和54年3月31日
033	千日町公園	75	街区	酒田市千日町59番1	594.61	昭和56年3月31日
034	千日町北公園	77	街区	酒田市千日町28番6	1,214.08	昭和52年4月1日
035	上安北公園	78	街区	上安町二丁目132番	3,391.02	昭和57年3月31日
036	若浜公園	81	街区	酒田市若浜町80番21	1,025.63	昭和59年3月31日
037	泉里西公園	83	街区	酒田市東和泉三丁目6番1	2,206.07	昭和60年8月26日
038	泉里東公園	85	街区	酒田市東和泉町四丁目16番1	1,514.44	昭和60年8月26日
039	こがね北公園	90	街区	酒田市こがね町一丁目7番	4,179.28	昭和63年3月31日
040	こがね南公園	91	街区	酒田市こがね町二丁目4番	2,365.35	昭和63年3月31日
041	東禅寺公園	95	街区	酒田市松原南115番	2,142.18	昭和63年3月31日
042	下安西公園	97	街区	酒田市下安町148番	1,645.22	昭和63年3月31日
043	曙公園	101	街区	酒田市曙町一丁目112番	1,575.17	平成3年9月1日
044	上安東公園	103	街区	酒田市上安町三丁目8番1	1,746.00	平成5年10月2日
045	東大町あさひ公園	105	街区	酒田市東大町三丁目44番1	1,753.83	平成6年3月31日
046	大宮北公園	108	街区	酒田市大宮町四丁目12番地の5	3,286.90	平成8年10月25日
047	大宮南公園	109	街区	酒田市大宮町三丁目16番地の1	2,371.55	平成8年10月25日
048	錦町あかね公園	110	街区	酒田市錦町一丁目104番地12外	1,947.00	平成9年4月1日
049	富士見町三丁目公園	111	街区	酒田市富士見町三丁目2番地60	2,576.00	平成9年4月1日
050	豊里公園	113	街区	酒田市大字豊里字大割23-10外	943.00	平成10年4月1日
051	錦町二丁目公園	114	街区	酒田市錦町二丁目64番2	663.16	平成11年4月1日
052	日本海東公園	115	街区	酒田市あさほ町678番地	2,299.34	平成11年4月1日
053	しらす公園	117	街区	酒田市こがね町二丁目29番	1,949.69	平成12年7月1日
054	ゆたか一丁目公園	119	街区	酒田市ゆたか一丁目9番1	3,225.25	平成12年10月1日
055	ゆたか二丁目公園	120	街区	酒田市ゆたか二丁目2番20	2,860.00	平成12年10月1日
056	こあら公園	122	街区	酒田市こあら一丁目110番地	1,152.00	平成13年4月28日
057	宮野浦三丁目公園	125	街区	酒田市宮野浦三丁目553-5外	1,055.00	平成17年4月1日
058	東泉町五丁目公園	126	街区	酒田市東泉町五丁目112番	2,484.71	平成17年4月1日
059	東泉町六丁目公園	127	街区	酒田市東泉町六丁目109番	6,954.15	平成17年4月1日
060	ゆたか三丁目公園	128	街区	酒田市ゆたか三丁目117番	2,319.27	平成17年4月1日
061	小泉中央公園	132	街区	酒田市小泉上川原13-5 他	2,284.67	昭和49年4月1日
062	市条公園	133	街区	酒田市市条村ノ原55-1 他	2,643.00	昭和51年4月1日
063	麓公園	134	街区	酒田市観音寺町後51 他	3,418.00	昭和52年4月1日
064	荒瀬公園	136	街区	酒田市市条荒瀬94 他	2,327.00	平成5年3月1日

## 5. 健全度を把握するための現地調査結果の概要

現地調査は、平成 27 年 11 月から平成 28 年 1 月までの期間に実施した。国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」では、健全度を把握するための調査は予備調査において予防保全型管理候補とした施設に対して行うとしている。しかし、事業計画の検討において、事後保全型管理施設の更新時期を設定する際、健全度や緊急度を抛り所とするため、計画対象施設全てについて概略判定のための調査を実施した。

### 1. 一般施設、土木構造物、建築物

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に則り、健全度調査を実施した。

- a. 一般施設（595）： A 判定/5 施設、 B 判定/548 施設、  
C 判定/26 施設、 D 判定/10 施設 （評価不能 6 施設）
- c. 土木構造物（71）： A 判定/0 施設、 B 判定/67 施設、  
C 判定/3 施設、 D 判定/1 施設
- d. 建築物（36）： A 判定/0 施設、 B 判定/22 施設、  
C 判定/13 施設、 D 判定/1 施設

### 2. 遊具等

公園施設業協会による遊具の点検マニュアルに則った安全点検結果を基に現地確認を行った。遊具については、定期的な点検により修繕・補修・更新を行っているが、劣化が進行している施設や安全性に欠ける施設がまだ多く見られる。

- b. 遊具等（294）： A 判定/21 施設、 B 判定/80 施設、  
C 判定/193 施設、 D 判定/0 施設

### 3. 各種設備

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に則り、法定点検等が必要な各種設備を含め定期的な維持管理が必要な施設を調査対象とした。

- e. 各種設備（6）： A 判定/0 施設、 B 判定/1 施設、  
C 判定/5 施設、 D 判定/0 施設

## 6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、所管部署である建設部都市計画課により統括管理し、公園施設全般の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷状況を把握する。

委託先である関係団体等による清掃・保守活動を通じて公園施設の異常が発見された場合は、市担当職員に状況を報告し、必要に応じて応急的な措置の実施、あるいは使用を禁止し事故等を未然に予防するなどの対策を講じる。

また、この時点で健全度調査を実施することに努め、その結果を踏まえて施設の補修もしくは更新を判断する。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物等

- ・施設の著しい劣化や損傷を把握した場合、使用禁止の措置を行うとともに、健全度調査を実施し、施設の補修もしくは更新を位置づけた上で必要な措置を講じる。

b. 遊具

- ・日常点検及び年1回実施する定期安全点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の著しい劣化や損傷を把握した場合、使用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期安全点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修もしくは更新を位置づけた上で必要な措置を講じる。

c. 各種設備

- ・関係法令等に準じた定期点検を実施し、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。

7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・事後保全型あるいは予防保全型の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえ、管理類型を確定する。
- ・毎年の予算措置の状況を見極め、長寿命化計画を随時見直しするとともに、次回の健全度調査の結果を踏まえて、事業実施の優先順位や実施内容の検討を行う。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物等

- ・できるだけ健全度がB判定の段階で、適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（一般施設、土木構造物、建築物等）については、日常的な巡視・点検のほか、5年に1回以上の健全度調査を実施して施設の劣化損傷状況を確認する。

b. 遊具等、e. 各種設備（新規に設けた場合）

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行うほか、実施可能な修繕を行い危険性の除去に努めるが、必要に応じて使用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修もしくは更新を位置づけた上で必要な措置を行う。

d. 建築物

- ・小規模な建築物は一般施設に準じて日常的な維持保全を継続的に実施する。
- ・1000 m<sup>2</sup>を超える特殊建築物を設置した場合は、法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。また、本市で定める建築物の補修もしくは更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・今後の長寿命化計画の見直しや事業実施の優先順位の検討に資するよう、維持保全（清掃・保守・修繕）や日常点検を通して施設機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の著しい劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を検討する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等  
※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」(様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、  
様式3「公園施設種類別現況」)による。

9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

予備調査の結果から予防保全型管理候補となった36施設についてライフサイクルコストの算定を行った結果、23施設が予防保全型管理となった。本市の場合、予防保全型管理候補の多くは比較的規模の小さな便所、四阿、パーゴラ、土木構造物や各種設備などであったが、RC造の構造物は補修対象となる部位・部材が認められず、延命効果は得られなかった。

予防保全型管理となった施設は、便所や四阿など補修効果が期待される建築物や工作物であり、これらの縮減額の年次額は249千円となり、単純計算による計画期間10年間の総額は2,490千円となった。